

平成23年(ヨ)第1号

温泉施設利用妨害禁止等仮処分命令申立事件

債権者 井 武志 外14名

債務者 加藤利彦 外 2名

2011年(平成23年)4月14日

大分地方裁判所日田支部 御中

債権者代理人弁護士 前 田 豊  
同 弁護士 島 村 洋 介

## 上 申 書

### 1 上申の趣旨

本件は、裁判所で暫定合意の協議を平成23年2月25日、3月29日と2回行い、引き続き本訴の次回期日(5月13日)までに協議の努力をすることを裁判所からも要請されていました。

また、暫定協議のかたわら、標記仮処分の第1項、温泉施設利用妨害禁止については3月29日迄に具体的な妨害行為がないことからしばらく手続を置いておくも、その後具体的な妨害行為が発生したときは仮処分手続の進行を促すようにとの示唆を裁判所から受けておりました。

ところが、平成23年4月3日、同5日、債務者中央農林は、温泉水道の支管の止水(湯)栓を止めたうえこれに閉栓キャップをかぶせ、温泉水道の利用を不能にする妨害行為をしました(第1の妨害行為。甲25の1)。債権者らはその閉栓キャップを解除し、止水栓のハンドルに鍵をかけて閉栓キャップの封印ができなくしました(甲25の2)。

すると中央農林は、平成23年4月10日、同12日、桃李苑区画(図面2の区画)において、分譲地所有者敷地内を通過している温泉の本管を切断して本管を閉鎖し、2戸の中央農林契約者には温泉利用を可能とし、その余の分譲地所有者の温泉利用を不能にするための妨害行為をしました(第2の妨害行為。甲26の1, 2, 3)。3つの区画の中でも桃李苑区画は中央農林と同契約を継続している分譲地所有者は2人と少数で、むしろ(株)天ヶ瀬五馬との管理委託契約をした分譲地所有者が大半です。それで中央農林は、見せしめの又は報復的に(株)天ヶ瀬五馬との契約者を対象に本管切断行為をしたと考えられます。

中央農林は、今後、他の区画でも、同じように本管を切断し、(株)天ヶ瀬五馬との契約者を狙って温泉の利用を妨害すると考えられます。これでは、分譲地所有者は風呂や台所の温泉を利用することができず、著しく生活に支障があります。

そこで、御庁には、上記仮処分命令申立手続を進行させ、本案が確定するまで妨害を禁止し従来の温泉利用を維持することができるよう、仮処分命令を出していただきたく上申します。

なお、本件別荘地においては、5月の連休に大勢の別荘地所有者が利用することが多いので、仮処分命令も連休前をめどに出していただくよう重ねて上申いたします。

以下、妨害行為について、若干の説明を加えます。

## 2 妨害行為

### (1) 第1の妨害行為

平成23年4月3日と5日、中央農林は、別紙「温泉・水道使用妨害一覧表」記載の分譲地所有者に対し、温泉及び水道の止水（湯）栓に閉栓キャップをかぶせて、温泉及び水道の利用を妨害しました。

甲25の1がその現場写真です。写真⑧のような止水（湯）栓に、写真⑤の要領で、写真⑥のような閉栓キャップをかぶせ、ハンドルを閉めたまま操作できないようにしました。それによって温泉及び水道の利用ができなくなりました。写真⑨⑩がそうです。写真⑪は温泉も水道も閉栓キャップをかぶせられた所、写真⑫は温泉だけ閉栓キャップがかぶせられた所です。甲28はその模様を伝える新聞記事であり、甲29は債権者井上悦文による報告書です。

そこで債権者らは、第1の妨害行為を解除し、その後、同種の妨害行為ができないように自衛措置を講じました。

甲25の2がその現場写真です。閉栓キャップは、キーで簡単に開けることができますので、それで閉栓キャップを外しました。

さらに、以後、閉栓キャップをかぶせられないように、止水（湯）栓のハンドルに南京錠をかけました（写真③、写真④）。南京錠があると閉栓キャップが開まらなくなります。

そして、「側溝より内側は私有地につき無断浸入を禁じる（所有者）」「このボックス内のものは、全て個人所有であるため、何人たりとも手を触れることを禁ず（所有者）」と書いた紙を貼り出しました（写真①、写真②）。温泉・水道の本管は道路ではなく私有地の地下を通っています。私有地内で地中から支管が立ち上がり量水器ボックス内の止

水（湯）栓を経て量水器に導かれ各家庭に入っていく仕組みです。温泉・水道の本管は分譲地所有者の共有ですが、量水器ボックス内の量水器及び止水（湯）栓は個人所有になるからです。

## (2) 第2の妨害行為

中央農林は、平成23年4月9日、桃李苑区画において、タンク室の水中ポンプの電気を落として桃李苑区画の全戸への供給を停止し、翌4月10日、12日、温泉の本管を三カ所切断して本管を閉鎖しました。これによって、桃李苑区画において大半の分譲地所有者の温泉利用が不可能となる妨害行為をしました（甲26の1, 2, 3）。

甲26の1, 2, 3はその本管切断の現場写真です。

甲27は、桃李苑内の本管配管図及び切断箇所を示す図面です。

中央農林は、甲26の2の写真④⑤⑥のように、私有地内の地下を通っている温泉管の本管をノコギリで切断しました。このとき、圧力がなかった温泉が少し残っていたためか、本管の切断によって写真⑥ないし⑩のように温泉が吹き出しました。中央農林は、それが治まるのを待って、本管を約40cm切断し（写真⑨）、その切断部に蓋をかぶせて本管を遮断しました。その遮断の様子は、甲26の1の写真⑤⑧⑨⑩に写っています。

図面では、甲27の①, ②, ③の×をつけた箇所が本管切断の場所です。切断された箇所から先には温泉はいきません。ところが、甲27の緑色の家2カ所には温泉がいくようになっていました。その緑色の家は中央農林との契約を継続している家なので、作為的かつ恣意的にそこだけは温泉がいくように本管を選択的に切断したのです。その余祿で、(株)天ヶ瀬五馬と契約した家のうち、緑色の家の隣近所の家5軒は温泉が出ます。ここまでは止められなかったのです。

本管の切断作業に従事した中央農林関係者は、次の4名です。彼らは代表取締役植松謙二の指示で行っていると述べています。

所長 都澤隆

職員 梁田久英

職員 吉光昭輝

設備屋 梅木信幸

また、中央農林の温泉切断予告と声明は、甲30の1, 2です。

ここでは、裁判所における協議経過を不正確に書いたり、本件と異なる別の温泉付き別荘の例を述べながら、今後(株)天ヶ瀬五馬に同調する分譲地所有者には温泉利用を妨害することを述べています。

さらに、中央農林は、甲31の1, 2のような「最終警告書」を出

しています。温泉だけでなく水道も止めると書いています。

また、甲29は債権者井上悦文による報告書です。

### 3 まとめ

桃李苑（図面2）の分譲地所有者は、温泉を利用できないので、生活に著しい支障がでます。早急に切断箇所を修復して、温泉利用を可能にする必要があります。

また、甲30の1、2からすると、八景苑・香葉台区画（図面3）及び景泉の田舎・游湯村等区画（図面1）において、同様に本管を切断して温泉利用を妨害すると予想されます。八景苑・香葉台区画（図面3）及び景泉の田舎・游湯村等区画（図面1）の分譲地所有者についても、切断されたら桃李苑の場合と同様、温泉を利用できず、生活に著しい支障がでます。これも本管を切断しないように命じていただく必要があります。

㈱天ヶ瀬五馬側は、裁判所における3月29日の暫定合意の協議で、温泉・水道の電気代、灯油代は負担すると表明しました。また、それでは暫定合意になりにくいと言われて、それに加えて暫定的にプラスアルファを負担することも可とする意見も述べたところではあります。

決して、電気代を1円も負担しないで温泉水道を利用するなど述べたことはないのに、中央農林はそのように歪曲し、本管切断を「法的手続」（甲30の1）と称して、温泉利用を妨害しています。本訴や仮処分が裁判所に継続しているのに、中央農林が法的手続と称して本管を切断し温泉利用を妨害することは、裁判手続を無視して自説を実現しようとするものであり、法的見地から許されないことだと思えます。

御庁の人道的・法的な見地からなる配慮を強く希望します。

以上

## 温泉・水道使用妨害一覧表

(平成23年4月5日現在、作成者 井上悦文)

番号	氏名	住所	分譲地	温泉	水道
1	井 武志	北九州市小倉南区葛原本町	景泉の田舎	×	
2	井上 修	福岡県田川郡香春町中津原	遊湯村	×	
3	井上善喜	福岡県嘉麻市山野	美山舟石台	×	
4	夙 忠爾	福岡市東区千早	彩香の森	×	
5	原野一男	大分県日田市天瀬町五馬市	八景台	×	
6	関口トモミ	福岡県久留米市花畑	八景舟石台	×	
7	辻祐喜	大分県日田市天瀬町本城	桃李苑	×	
8	榎木昭信	大分県日田市天瀬町本城	桃李苑	×	
9	武内憲一	大分県日田市大字高瀬	香葉台	×	
10	ブルアラルワーク様	大分県日田市清岸寺町	桃李苑	×	×
11	宮本直美	大分県日田市天瀬町五馬市字桃ノ木	八景舟石台	×	
12	梶原ひとみ	大分県日田市大字十二町	八景舟石台	×	×
13	谷村修三	福岡県久留米市御井旗崎	八景台	×	×
14	中川慶三郎	福岡県北九州市小倉北区堅林町	遊覧台	×	×
15	羽野和博	大分県日田市清岸寺町	遊湯村	×	×
16	中山智章	大分県日田市清岸寺町	桃李苑	×	×
17	大田悦子	福岡県北九州市小倉南区下曾根新町	桃李温泉台	×	×
18	鬼塚茂利	福岡県北九州市八幡西区上の原	桃李温泉台	×	×

×印は閉栓されたもの